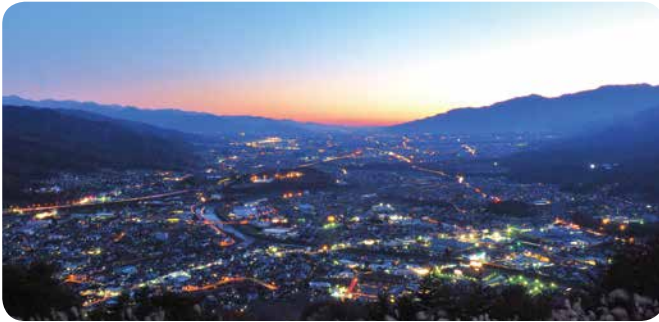


## 2. 基本構想

### (1) 町民憲章 ～守り続けていくまちの姿

町民憲章は、辰野町が目指しつづけるまちの姿です。ホタルに象徴される自然環境はこのまちの誇りです。私たちは、ここに暮らし続け、「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑とほたるの町」に表されるような美しいふるさとを守り、後世に引き継いでいきます。



辰野町は日本の真ん中

ひとも まちも 自然も輝く  
光と緑とほたるの町

私たちは

自然を愛し 歴史にたずね  
仕事に励み 暮らしを高め  
子どもおとなも 学び合い  
思いやりは深く 健康で  
広く世界へ目を向けて

平和で伸びゆく町をつくります

(平成3年12月20日制定)

### (2) 10年後に目指すまちの将来像

将来像とは、町民や行政をはじめ、町外も含めまちに関係する全ての人々が、共にまちづくりを進めるなかで、共通して目指す大きな目標です。今後、10年間で目指す将来像を「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」とします。

#### 将来像

## 「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」

「一人ひとりの活躍が  
作り出す」  
に込めた意味



まちに関係する一人ひとりがまちづくりの主体となった姿を表しています。町民や町外に住んでいても辰野町と関係を持つ人々が問題意識によってつながりあい、まちづくりや地域づくりに取り組み、人口減少に対応した地域を創り出す協働・共創のまちを目指します。

「住み続けたいまち」  
に込めた意味



住んでいる人が「地域の良さを実感し、地域に誇りを持ち、住み続けたいと思えるまち」を表しています。




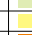


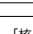
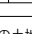
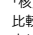
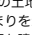
### (3) 土地利用の構想

#### ① 土地利用の考え方

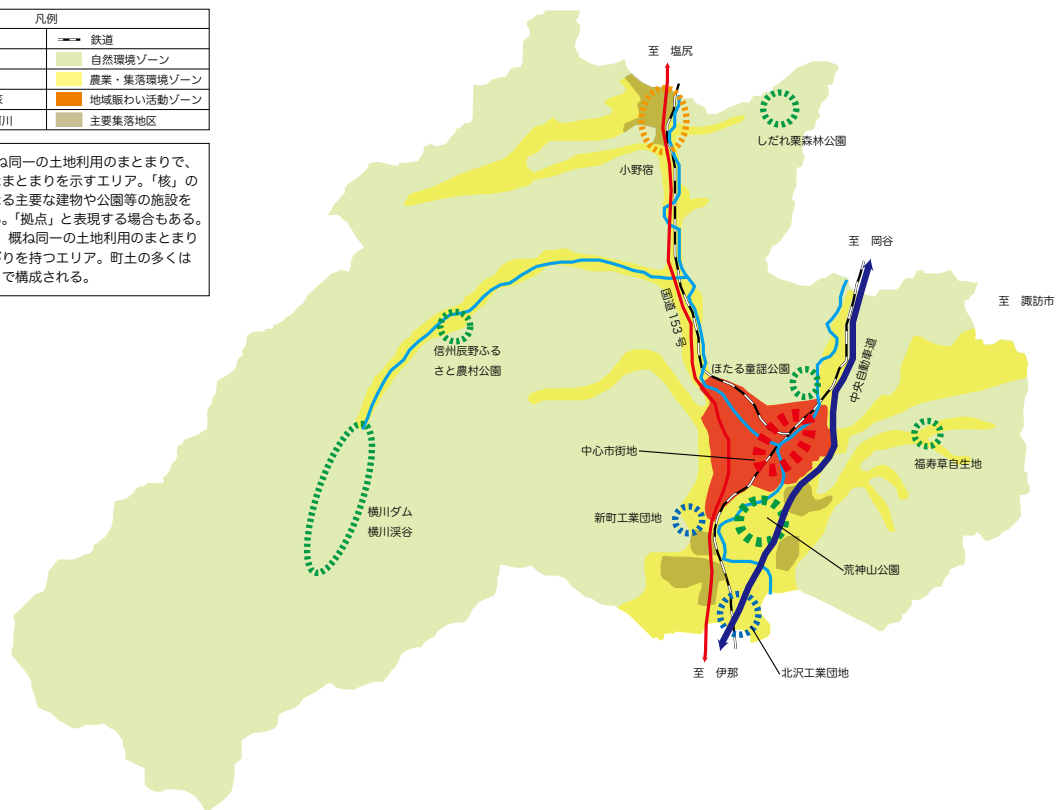
町域の土地は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活、生産を行うための共通の基盤であり、恵まれた自然環境は貴重な財産です。

したがって、町域の利用に当たっては、住民の理解と協力のもとに、公共の福祉を優先させ、かけがえのない郷土の自然を守り、歴史と伝統に培われた文化を背景に、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で明るく住み良い生活環境の確保と町域の均衡ある発展を図ることを基本理念として、将来像である「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」にふさわしい土地利用を総合的かつ計画的に行います。

#### ② 土地利用の目標

凡例	
 中心核	 鉄道
 産業核	 自然環境ゾーン
 緑の核	 農業・集落環境ゾーン
 歴史・文化核	 地域賑わい活動ゾーン
 骨格となる河川	 主要集落地区

「核」とは、概ね同一の土地利用のまとまりで、比較的小規模なまとまりを示すエリア。「核」の中には中心となる主要な建物や公園等の施設を含む場合が多い。「拠点」と表現する場合もある。「ゾーン」とは、概ね同一の土地利用のまとまりで、面的な広がりを持つエリア。町土の多くはこの「ゾーン」で構成される。



	目標
自然環境ゾーン	良好な自然環境を維持しつつ、災害防止等の公益的機能の強化、生産の場・レクリエーションの場・環境教育や体験学習の場としての機能の維持、地球温暖化を防止するための木質バイオマスエネルギーの供給の場としての整備を図ります。
農業・集落環境ゾーン	農産物の生産の場としての機能を維持すると共に、良好な住環境、田園景観の維持を図ります。
地域賑わい活動ゾーン	駅前を始め、町の中心部では、賑わいの再生に取り組み、町の魅力の向上を図ります。また、都市機能を維持するための区域を設定し、その周囲に居住を誘導し、一定以上の人口密度を維持することで、持続可能な「まち」を目指します。
中心核	町の中心部としての機能を維持・向上し、賑わいの再生を目指します。また、空き店舗、空き地等の有効活用を目指します。
産業核	町の立地を活かした企業誘致を図り、町民の働く場としての機能を高めます。また、環境に配慮した工場敷地への誘導を図るとともに、景観にも配慮します。
緑の核	各公園等を適正に維持・管理し、町民や観光客の憩いの場、レクリエーションの場としての機能強化を図ります。
歴史・文化核	歴史的建造物を保護、活用し、町の観光資源としての魅力の向上を図ります。併せて利用者の利便の向上を図ります。